

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

III 労働争議

3 主要要求別争議と解決状況

労働争議統計調査年報告では、多くの要求事項をもつ争議については原則としてそのうち「もっとも重要なものの一つをとりあげて」分類集計してある。そこでその主要要求別争議件数をみると(第88表)、「賃金および手当」関係が六五九六件(前年比五八・〇%増)で要求事項総数の約半数を占めており、なかでも「賃金増額」要求が四七四九件(同四六・八%増)が全体の三五・四%ともっと多く、ついで「退職金」要求一〇七〇件(同一九五七・七%増)の比重が高く、いずれも前年にくらべて大幅に増加した。「経営および人事」関係の増加も大きく、そのうち「その他の経営および人事」要求が九四二件(前年比五〇〇・〇%増)となっているのは秋闇における公労協、公務員共闘による争議を反映したものである。一方「休日・休暇」、「その他の賃金・手当」、「労働時間の変更」等の要求は前年を下回った。

また第89・90表によると、八一年の総争議件数七六六〇件のうち解決および解決扱い(争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議、たとえば政策制度要求争議、支援スト等で統計上では解決扱いとして処理したもの)となった件数は七五四五件(全体の九八・五%)であった。この要求事項別継続期間でみると「賃金増額」、「退職手当」、「その他の経営および人事」要求は五日以下で解決したものの割合が圧倒的に高く、前年にくらべてみてもさらにその割合を高めている。一方「解雇反対」、「事業の休廃止等」に関する要求は三一日以上の継続期間となるものの割合が高い。

さらに解決方法別には労使直接交渉により解決したものが一六五四件(解決件数の二一・九%)、第三者関与により解決したものが二六一件(同三・五%)、その他(解決扱い)が五六三〇件(同七四・六%)であった。これは前年にくらべて労使交渉、第三者関与によるものが減少し、その他(解決扱い)が大幅に増加している。なお第三者関与により解決したものの内容では、労働委員会のあつせんによるものがもっとも多く二二八件で、第三者関与により解決したものの八七・四%を占めている。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

